

平成30年2月22日

環 境 局

## 環境委員会参考資料

議案第58号 参考資料

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

## 議案第58号 参考資料

### 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

#### 1 改正理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定等の申請に係る手数料を新設すること、土壤汚染対策法の一部改正に伴い、汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の承認等の申請に係る手数料を新設すること等のため改正するもの

#### 2 改正内容

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、手数料を新設するもの

ア 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査  
1件につき 147,000円

イ 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査  
1件につき 134,000円

(2) 土壤汚染対策法の一部改正に伴い、手数料を新設するもの

ア 汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査  
1件につき 120,000円

イ 汚染土壤処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査  
1件につき 120,000円

ウ 汚染土壤処理業に係る相続の承認の申請に対する審査  
1件につき 120,000円

(3) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令に伴い、使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に係る手数料の改定

1件につき 75,000円 → 1件につき 67,000円

#### 3 施行期日

平成30年4月1日から施行

川崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（環境局関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、<u>第274号</u>の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(34) 略</p> <p>(35) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 1件につき <u>67,000円</u></p> <p>(36)～(51) 略</p> <p>(52) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査 1件につき 147,000円</u></p> <p>(53) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査 1件につき 134,000円</u></p> <p>(54)～(77) 略</p> <p>(78) <u>土壤汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査 1件につき 120,000円</u></p> <p>(79) <u>土壤汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壤処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査 1件につき 120,000円</u></p> <p>(80) <u>土壤汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壤処理業に係る相続の承認の申請に対する審査 1件につき 120,000円</u></p>	<p>○川崎市手数料条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、<u>第269号</u>の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(34) 略</p> <p>(35) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 1件につき <u>75,000円</u></p> <p>(36)～(51) 略</p> <p>(52)～(75) 略</p>